



Kojima
Law Offices

海外進出 プラクティス・ グループ ニューズレター 臨時号

2017年8月28日から9月1日にかけて、AIJA（アイジャ、(仏) Association Internationale des Jeunes Avocats、(英) International Association of Young Lawyers、若手弁護士国際団体)の第55回年次総会が、東京で開催されました。当事務所は同東京大会のスポンサーとして参加し、様々な形でAIJA会員との交流を行いました。今回のFDIニューズレターでは、臨時号として、AIJA年次大会についてご報告します。

AIJA年次大会について 弁護士 布川 俊彦

AIJAは、1962年に創設された、若手法律家のための世界的な法曹団体です。100か国以上の国から、約4,000名の会員及びサポートメンバーが参加しており、日本弁護士連合会も団体会員として加盟しています。AIJAは毎年世界各地で年次大会を開催していますが、2017年はここ東京で行われました。8月28日から9月1日までの5日間にわたり、今年のテーマである「人工知能(AI)」に関する様々なワークショップやセッションが開かれ、世界各国の参加者から活発な意見交換が行われました。ワークショップの一部を下記にてご紹介します。

Contents

AIJA年次大会について	-----1
AIJAレセプション	-----2
セミナーのお知らせ	-----3
● ドイツ・ビジネス法セミナー	
● インドの訴訟実務セミナー	
● EU一般データ保護規則 (GDPR)への対応(仮称)	

小島国際法律事務所
〒102-0076 東京都千代田区五番町
2-7 五番町片岡ビル 4階
TEL: 03-3222-1401
FAX: 03-3222-1405
MAIL: newsletter@kojimalaw.jp
URL: www.kojimalaw.jp

また、会員同士やサポートメンバーとの交流会等のイベントも多数企画され、私が参加した交流会でも、和楽器による演奏など日本流のおもてなしの中で、様々な国の会員とつながる機会がありました。

- 「人工知能 (AI) 概論と法律業務へのインパクト」
- 「ロボット版ゆりかごから墓場まで - 環境・エネルギー問題」
- 「人工知能はどこまで我々の仕事を代替し、世界を変えるか」
- 「スマートな弁護士が AI から得るものとは」
- 「デジタル世界での死はあるか？」(人が死んだときに遺されるデジタル上の資産・価値、データ等の取扱い、相続税等との関係、各国の状況の紹介の後、さまざまな角度から経験を基にした議論)
- 「I TAX ROBOT」
- 「ロボットによるカルテル」



- 「Fintech にフォーカス」
- 「訴訟・仲裁におけるロボットの出現」
- 「ABA-SIL / 法律分野での人工知能倫理」

AIJAレセプション

弁護士 光内 法雄

AIJA は、世界 90 か国の 45 歳以下の弁護士が、国境を超えて集い交流を深める弁護士の国際団体です。当事務所は、代表パートナーである小島弁護士が、過去に加入して以来、所属弁護士が順次加入して AIJA との繋がりを保ってきています。

AIJA は、団体名がフランス語であることから想像できるように、ヨーロッパ発祥の国際団体です (1962 年ルクセンブルクにて結成、現在事務局はベルギーにあります)。弁護士が、個人の資格でも加入できる団体であることもあり、最近は多くなってきた法律事務所の国際ネットワークのように営業や業務拡大ばかりに目を奪わ

れることなく、国際弁護士同士の「友情」を育む場となっています。

AIJA には、恒例行事として、年次総会を開く開催国 (ホストカントリー) の弁護士の自宅 (!) に、海外の AIJA メンバーの弁護士を招いてもてなすというものがあります。今回は、AIJA の元メンバーである小島弁護士が、海外の 10 名の弁護士 (イギリス、オーストリア、オランダ、スイス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ、フランス、ポーランド、そして台湾の弁護士) を自宅に招くことになりました。ホームパーティーの前に、AIJA メンバーの弁護士を当事務所に招き、当事務所の

弁護士との交流を図りました。海外の弁護士との、このような顔と顔を合わせた交流は、われわれ国際法律事務所

にとって、実は、生命線ともいえるほど、重要なものなのです。



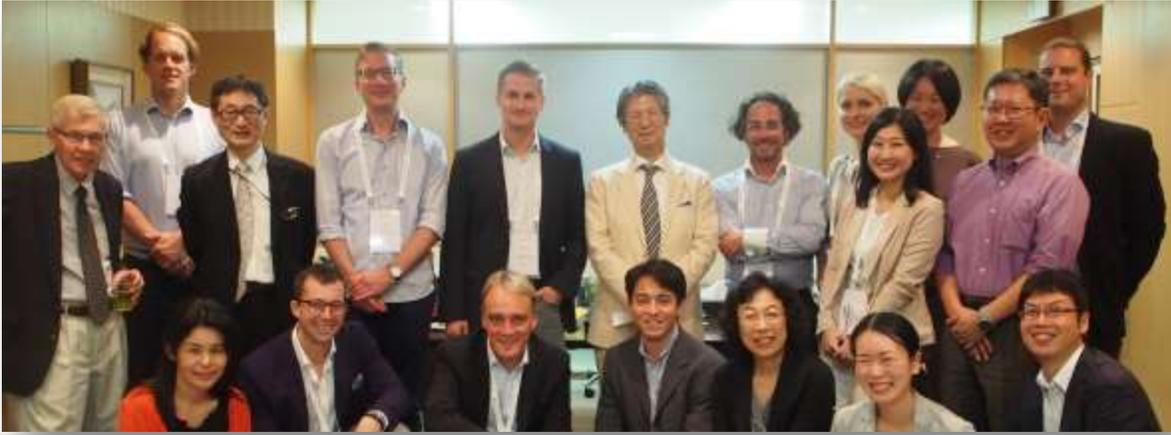
インターネットが普及し、海外の情報が、タダで豊富に得られるようになったように見える現在でも、その重要性は減じられるどころか、ますます増してきているとさえ、私たちは考えています。なぜなら、多くの方々もおそらく願って頂けると思うのですが、「我が社の海外進出にとって本当に重要な情報」、「我が社が海外進出するうえで本当に必要とする情報」は、実は、インターネット上には決して書かれていないからです。インターネットに情報が氾濫することで、むしろ、何が正しく本当に必要な情報であるかが見えにくくなってきていると私たちは考えます。

そもそも、われわれ国際法律事務所が依頼者の方々から報酬を頂き提供しているのは、既にどこかに書き込まれた「単なる情報」ではありません。刻々と代わる経済情勢を踏まえ、ビジネスが国境を越えていこうとする際、不可避免的に生ずる制度的／文化的摩擦・障壁を、どのようにすれば可能な限り低減できるか、そして、

依頼者の所期の目的をいかにすれば達成できるか、そのための「戦略」、「知恵」を絞ることに、われわれ国際法律事務所の存在意義はあります。

「単なる情報」を右から左に流すだけであれば、インターネット上の情報収集だけでも事足りるかもしれません。インターネットだけで足りなければ、ちょっとした調べものを、それほど親しくはないけれども、知り合いになった海外の弁護士や格安のコンサルタントにお願いすれば、事足りるかもしれません。

しかし、依頼者が、そのビジネスの浮沈をかけて海外に打って出ようとしているときに、どうしても越えなければならない壁を前にして、それを越えていく「知恵」や「戦略」を絞り出すには、海外のプロフェッショナルとの顔と顔を合わせた「交流」「友情」に裏打ちされた血の通った法的アドバイスが必要不可欠であると、私たちは信じています。



それゆえ、私たちは、今回の AIJA 年次総会のように、機会が与えられたときにそれを逃すことなく捉え、世界中の弁護士との「友情」を深めています。依頼者の、いま、このとき必要な、

血の通った法的アドバイスを、求められればいつでも提供できるようにするために。

セミナーのお知らせ

▶ ドイツ・ビジネス法セミナー ～欧州投資・ドイツ投資を成功に導くために～

日 時： 2017年9月14日(木) 13:30 開始 16:30 終了予定
 場 所： アルカディア市ヶ谷 私学会館
 講 師： 金子浩永(ドイツ弁護士)、小島秀樹(弁護士・米国 NY 州弁護士)
 内 容： 第1部 ドイツで実際にビジネスを行う際に、日本企業が陥りやすい間違いと留意点
 第2部 日本法の弁護士から見た、日本法とドイツ法の相違点
 質疑応答

参加費用： 無料

参加申込： Eメール (seminar@kojimalaw.jp)

U R L: http://www.kojimalaw.jp/news/9月14日開催「ドイツ・ビジネス法セミナー」ご案内_小島国際法律事務所%20.pdf

主 催： 小島国際法律事務所、Heuking Kühn Lüer Wojtek PartGmbH

後 援： NRW Japan K.K.(ドイツ NRW 州経済振興公社日本法人)

▶ インドの訴訟実務セミナー ～インドで裁判に巻き込まれた場合の対応方法～

日 時： 2017年10月3日(火) 15:00 開始 17:00 終了予定
 場 所： 小島国際法律事務所 2F 会議室
 講 師： Mohinder J.S. Rupal(インド弁護士)、赤塚洋信(弁護士)、布川俊彦(弁護士)
 内 容： 第1部 インドの裁判制度の概略
 第2部 インドの訴訟実務
 質疑応答

参加費用： 無料

参加申込： Eメール (seminar@kojimalaw.jp)

主 催： 小島国際法律事務所

▶ EU 一般データ保護規則(GDPR)への対応(仮称)

日 時： 2017年11月29日(水)14:00 開始 17:00 終了予定
 場 所： 未定
 講 師： Dr. Philip Kempermann (Heuking Kühn Lüer Wojtek PartGmbH)
 (※セミナーは英語で行いますが、適宜日本語での解説を行う予定です。)